



県職労HP

webmaster@iwatekensyoku.or.jp

岩手県職員労働組合

vol. 06
2026. 7

新採用ニュース

～労働組合・じちろう共済について～

労働組合について

今回は労働組合について紹介します！組合は、みなさんにとっては、まだ馴染みのないものかもしれませんが、しかし、組合が行っている取り組みは簡単なことです。**1人では取り組めないことを組合員が助け合いながら、職場改善のために声をあげています。**また、職場で**各種ハラスメントが発生した際の通報・相談窓口**となり、当該職場の意見を踏まえたサポートも実施しています。



労働組合は 共済活動から はじまった！



組合は助けあい

労働組合は、組合員同士が助け合う、共済活動から始まりました。「労働者が、仲間のために、自分たちのために」ということでお金を出し合い、自主的に運営するクラブや組合がつけられました。

共済は民間の保険に似ていますが、利益を目的としていません。詳細については裏面で取り上げているので見てみましょう！

～労働組合関係の法律～

○憲法第28条○

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

～労働三権（労働基本権）～

① 団結する権利（団結権）

労働者が、雇う側と対等な立場で話し合うために、労働組合をつくる権利。

△警察職員、消防職員は制限されている。

② 団体交渉（団体交渉権）

労働組合が雇う側と労働条件などを交渉します。（県職員の場合、一部職種を除いて、文書などで約束を交わすことができる権利までは保障されていません。）

③ その他の団体行動（団体行動（争議）権）

要求実現のため、ストライキをする権利。

△すべての公務員が制限されている。

組合員だから利用できる「じちろう共済」

団体生命共済について

こくみん共済coopが提供している「**団体生命共済**」について紹介します！

次の特長により、組合員に特におすすめの共済制度です。まだ生命・医療保険（共済）に加入していない方だけでなく、既に他で加入している方や、家族の保険に加入している方も是非ご検討ください。

☆特長1 加入できるのは**組合員とその家族だけ**であるため、**リーズナブルな掛金**が実現しています。

☆特長2 1年更新であるため、保障の見直しがしやすく、掛金にムリ・ムダがありません。

☆特長3 **非営利事業**のため、毎年度の決算で剰余が生じた場合は、**割戻金**が支払われます。

(例) **35歳以下**の組合員向け
の最低保障額と掛金
F型+23コース

月額 **1,718円 (男性)**
1,814円 (女性)

※2026年10月～2027年9月末の掛金です。

		支払事由	保障額
死亡保障 (F型)	死亡、重度障害		600万円
	不慮の事故・感染症による死亡		1,200万円(上記を含む)
	不慮の事故・感染症による身体障がい状態		600万円～24万円
医療保障 (23コース)	不慮の事故・病気による入院(初日から180日分を限度)		日額3,000円
	不慮の事故による通院(初日から30日分又は60日分を限度)		日額1,500円
	病気による退院後の通院(連続5日以上入院のとき、初日から60日分を限度)		日額1,500円
	5大成人病による入院(連続5日以上入院のとき、5日から360日分を限度)		日額3,000円
	手術(入院を伴わない手術にも対応、手術の種類に応じて1回につき)		12・6・3万円のいずれか
	先進医療(1回の限度額)		1,000万円
	傷病障がい/肝硬変または慢性肝炎と診断(1回につき)		50万円
	診断書料補助(1回につき)		5,000円
	がん診断(1回につき)		60万円
	上皮内がん診断(1回につき)		6万円

税制適格年金について

こくみん共済coopが提供している「**税制適格年金**」について紹介します！

税制適格年金は、将来の資金づくりをサポートする積立タイプの共済制度で、「団体生命共済」加入者が利用できます。

☆特長1 **月払5,000円**コースから手軽に始められます。

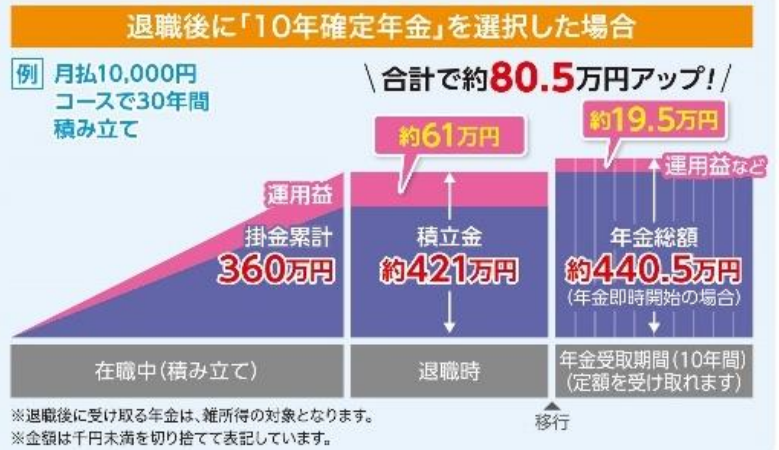
☆特長2 年末調整時に「**個人年金保険料控除**」の対象となるため、節税効果も期待できます。

☆特長3 **4年以上**の積み立てで元本割れしないので、安心して始められます。さらに、退職後に年金を選択すれば、積立金より多くの額を年金として受け取れます。

【積立金額例】月払10,000円コースの場合

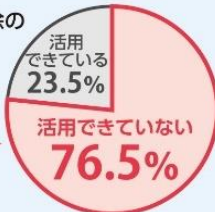
経過年数	掛金累計	積立金	積立率
4年	480,000円	481,500円	100.3%
5年	600,000円	605,400円	100.9%
10年	1,200,000円	1,246,400円	103.9%
15年	1,800,000円	1,925,200円	107.0%
20年	2,400,000円	2,643,900円	110.2%
30年	3,600,000円	4,210,600円	117.0%
40年	4,800,000円	5,967,200円	124.3%

※在職中の積立期間(共済期間)が月払の場合は4年未満のとき、積立金・解約返戻金が払込掛金累計額を下回ります。



意外に活用されていません!

■個人年金保険料控除の活用割合



4人に3人が活用できていない!

出典:国税庁「令和6年民間給与実態統計調査」より給与所得者の中で、生命保険料控除を利用している納税者を対象に算出

■年収に応じた税軽減額例

年間掛金80,000円超の場合

年収	課税所得	所得税軽減額	住民税軽減額	軽減額合計
300万円	課税所得 195万円未満	2,000円	2,800円	4,800円
500万円	課税所得 195万円以上330万円未満	4,000円	2,800円	6,800円
700万円	課税所得 330万円以上695万円未満	8,000円	2,800円	10,800円

【算出条件】税軽減額は個人年金保険料控除未使用の場合との差引額。本紙作成日現在の税制にもとづき試算(所得税は課税所得金額にもとづく税率を使用、住民税は一律10%)。給与以外の収入、他の所得控除や税額控除の影響はないものとします。

※現在の予定利率は1.25%です。予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。

※詳しくはパンフレットをご覧ください。

ご不明点は支部書記局まで!!